

公民としての権利・公の職務

公民権としての権利の例	
認められるもの	認められないもの
① 選挙権	①他の候補のための 選挙運動
② 被選挙権	② 訴権の行使 （左記⑥・⑦は除く）
③最高裁判所裁判官の 国民審査	
④特別法の 住民投票	
⑤ 憲法改正 の国民投票	
⑥行政事件訴訟法による民衆訴訟	
⑦ 公職選挙法 に規定する 選挙人名簿 に関する 訴訟	
⑧ 公職選挙法 に規定する 選挙 又は 当選 に関する 訴訟	

公の職務の例	
認められるもの	認められないもの
① 衆議院議員 その他の 議員 の職務	① 予備自衛官 の防衛招集・訓練招集
② 労働委員会 の委員の職務	② 非常勤の消防団員 の職務
③ 労働審判員 の職務	
④ 裁判員 の職務	
⑤ 検察審査員 の職務	
⑥民事訴訟における 証人 の職務	
⑦ 選挙立会人 の職務	

労働基準法7条：使用者は、労働者が**労働時間中**に、選挙権その他**公民としての権利**を行使し、又は**公の職務**を執行するために必要な時間を**請求した場合**においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。